第十九条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とする。

第十七条中「関する」の下に「次に掲げる」を加え、同条に次の各号を加える。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第三章第四節中第十七条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「関する」の下に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

第十六条第二項中「情報」を「前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方」に改め、同条を第二十条とする。

第三章第三節中第十五条を第十九条とする。

第三章第二節中第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十二条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「（委託募集の特例等）」を付する。

第十一条の次に次の四条を加える。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

附則第二条第二項中「第十八条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第二十八条」に改める。

第二条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第七項中「三百人」を「百人」に改める。

第二十条第一項中「一般事業主」の下に「（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）」を加え、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

第三十一条中「第二十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第三条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）」を「第七章　外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）
第八章　職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第四十条」を「第四十一条」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「必要な施策を」を削り、「講じなければ」を「取り組まなければ」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第二項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「を講ずる」を「の充実に取り組む」に改め、同条第三項中「を講ずる」を「の充実に取り組む」に改める。

第三十三条の見出し中「勧告」の下に「並びに公表」を加え、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、第三十条の二第一項及び第二項（第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十五条中「及び第二十八条第一項」を「、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項及び第二項」に改める。

第三十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。